

協議第9号

市長の権限に属する事務の補助執行について

このことについて、別紙のとおり協議する。

令和8年1月22日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

協議理由

乳児等通園支援事業の実施及び特定乳児等通園支援事業者に関する事務について、地方自治法第180条の2の規定により協議する。

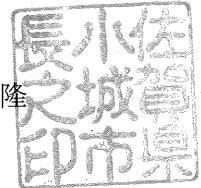
小総第 1248 号

令和 7 年 12 月 24 日

小城市教育委員会

教育長 大野 敬一郎 様

小城市長 南里 隆



市長の権限に属する事務の補助執行について（協議）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により、貴委員会事務局職員に次の事務を補助執行させたいので協議します。

記

1 補助執行をさせる職員

教育委員会事務局の職員

2 補助執行をさせる事務

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に関する事務のうち、次に掲げる事務

(1) 乳児等通園支援事業の実施に関する事。

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に関する事務のうち、次に掲げる事務

(1) 特定乳児等通園支援事業者に関する事。

3 補助執行させる理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）により、生後 6 か月から満 3 歳未満で保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、「乳児等通園支援事業」が創設され、小城市においても令和 8 年 4 月 1 日より実施する必要がある。乳児等通園支援事業の実施者は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 15 に「市町村」又は「市町村長の認可を得た国、都道府県及び市町村以外の者」と規定され、子ども子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 54 条の 2 において、乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行うものである旨の確認を市町村長より受けることができると規定されている。そのため、当該乳児等通園支援事業及び特定乳児等通園支援事業者に関する事務については市長権限に属する事務であり、市長部局で執行する事務である。乳児等通園支援事業については、市内に存する保育所や認定こども園等での実施を想定しており、児童福祉法に規定される保育等に関する事務及び子ども・子育て支援法に規定される関連事業に関する事務については、小城市長の権限に属する事

務の補助執行に関する規則（平成 19 年小城市規則第 12 号。以下「規則」という。）に規定し教育委員会事務局（保育幼稚園課）で行っており、既存事業と一体的に取り扱う必要があることから、教育委員会事務局で事務を行うことにより合理的及び効率的に事務を行うことができる。

以上が、乳児等通園支援事業及び特定乳児等通園支援事業に関する事務について教育委員会事務局に補助執行させる理由である。



小城市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成19年小城市規則第12号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(児童福祉法に関する事務)</p> <p>第2条 市長は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に関する事務のうち、次に掲げる事務を、教育委員会事務局の職員に補助執行させる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(子ども・子育て支援法に関する事務)</p> <p>第3条 市長は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に関する事務のうち、次に掲げる事務を、教育委員会事務局の職員に補助執行させる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に関すること。</p> <p>(3)及び(4) (略)</p>	<p>(児童福祉法に関する事務)</p> <p>第2条 市長は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に関する事務のうち、次に掲げる事務を、教育委員会事務局の職員に補助執行させる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 乳児等通園支援事業の実施に関すること。</u></p> <p>(子ども・子育て支援法に関する事務)</p> <p>第3条 市長は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に関する事務のうち、次に掲げる事務を、教育委員会事務局の職員に補助執行させる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者に関すること。</p> <p>(3)及び(4) (略)</p>